

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク規約

第1章 総則

第1条 本会は「別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク」と称する。

第2条 本会は別居または離婚後の親子が自然に会える社会づくりを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、例会、運営委員会など各種会合の開催。
2. 親子の交流を促進する法律の制定を実現する事業。
3. 会報『引き離し』の定期的発行。
4. 国内および海外の関連団体との連絡および協力。
5. 正当な理由無く引き離された親子に対する支援。
6. 公開勉強会、講演会、宣伝活動などの開催。
7. 別居または離婚後の親子の現状に関する事例集や資料集の作成と普及。
8. その他本会の目的達成に必要と認められた事業。

第4条 本会の事務局は東京都渋谷区におく。

第5条 本会には、個々の課題に応じた、委員会、分科会、審議会などを設けることが出来る。

第6条 この規約の実行に必要な細則は運営委員会の決議によって定める。

第2章 会員、賛助員、および顧問

第7条 会員は、個人加入とし、別居または離婚により自然に会うことのできない、またはできなかった、親子とその家族とする。

第8条 本会の目的に賛同してその事業を援助する個人または団体は、本会の賛助員となることができる。賛助員は、賛助金を毎年納め、会報の配布を受けるものとする。

第9条 本会は、その事業を行う上で必要がある場合は運営委員会の決議により顧問をおくことができる。

第10条 本会の会員または賛助員になろうとするものは、入会を申込み、運営委員会の承認を得なければならない。入会を認められたものは、入会金を納めるものとする。

第11条 会員は第6章に記された会費を前納しなければならない。

第12条 会員は次の権利をもつ。

1. 本会の会報の配布をうけること。
2. 本会の催す企画に参加し、本会作成の情報や資料を閲覧すること。
3. 本会の運営に参加し、意見を述べること、または提案すること。
4. 本会の役員を選出し、または役員として選出されること。
5. 本会の日常的な情報交換の場に参加すること。

第13条 会員または賛助員は運営委員会に届け出て退会することができる。

第14条 会費を滞納した会員は、第12条の会員の権利を停止され、また、運営委員会

において除籍措置を受けることがある。また会費滞納が3年に及んだ会員は退会したものとみなすことができる。

第15条 退会に際しては、入会金および既納会費を返却しない。

第16条 会員は次の行為を行ってはならない。

1. 本会を不正目的、営利目的として利用する行為。
2. 本会または会員を誹謗中傷し、名誉や信用を毀損する行為。
3. 実在または架空の第三者になりすまして当会を利用する行為。
4. 会員の同意なく会員の個人情報収集し利用する行為。
5. その他、当会の活動を妨げ、当会の信用を毀損する行為。

第17条 前条に該当する行為があった場合、運営委員会、定例会、および総会によって、その行為を行った会員は、権利を停止、あるいは除名されることがある。

第18条 前条の手続きに関して、運営委員会は、3名以上からなる調査委員会を設置し、事実関係の客観的な把握と、当事者からの弁明の機会を設けなければならない。

第3章 役員および委員会

第19条 本会には次の役員をおく

会長 必要に応じ、置くことができる

代表 1名

副代表 複数名

運営委員 5名以上

監事 1から2名

第20条 代表、副代表、運営委員、および監事は、総会にて推薦にもとづく互選によって選出する。その際、必要に応じて会長などの役職をおくことができるものとする。

また運営委員会は、必要に応じて委員を委嘱することができる。その場合、代表の承認を受ける。

第21条 会長、代表、副代表、運営委員および監事は、総会によって承認された日から次の総会までを任期とする。また、委嘱委員の任期は承認後の次の総会までとする。

ただし、任期の途中であっても、以下の場合、停止または解任されることがある。

1. 第16条に該当する行為があった場合。
2. 本人から辞任の申し出がある場合。
3. その他、役員または委嘱委員を継続しがたい事由がある場合。
4. 手続きに関して、役員は運営委員会にて参加運営委員の3分の2以上の承認で停止または解任することができる。
5. 委嘱委員は代表の権限で停止または解任することができる。
6. 退任者は退任の際に後任への引継ぎに協力することとする。

第22条 運営委員会は本会の総会、例会を運営する機関であって、毎月ないし隔月に1回程度開かれる。

第23条 運営委員会は、総会で決議された事業計画に則り、当面の事業方針その他、運営委員が必要と認めた事項について審議する。

第4章 総会

第24条 総会は本会の最高議決機関であって、毎年1回開かれる。ただし、有資格会員総数の10分の1以上の会員から要求があったとき、または運営委員が必要と認めて決議したときは臨時に総会を開かねばならない。

第25条 総会は、次の事項を審議する。

1. 事業計画および予算
2. 事業報告および決算
3. 監査報告
4. 役員を選出
5. その他、総会が認めたこと。

第26条 総会は、有資格会員総数の10分の1以上の出席によって成立する。ただし委任による出席を認める。総会における議決は、総会へ出席する方法、委任を含む書面による方法、あるいは、本会が事前に告知したうえでの電磁的方法、オンライン会議システムによって行うことができる。

第27条 総会の議事は、規約の変更を除いて、出席会員の過半数で議決する。

第5章 例会

第28条 例会は本会の総会に準ずる議決機関であって、毎月ないし隔月に1回程度開かれる。

第29条 例会は、総会で決議された事業計画に則り、当面の事業方針その他、運営委員会や例会が必要と認めた事項について審議する。

第6章 会計

第30条 本会の経費は会費、事業収入、および寄付金でまかなう。

第31条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第32条 会員の入会金500円、会費3000円とし、会費は前納を原則とする。

第33条 賛助員は、入会金500円、賛助金1口1000円を3口以上納める。

第7章 規約の変更

第34条 この規約を変更するには、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

付則

2009年8月29日 制定
2010年9月25日 改定
2011年8月20日 改定
2012年9月 1日 改定
2013年6月 8日 改定
2014年5月24日 改定
2017年6月24日 改定
2020年6月27日 改定
2024年6月29日 改定
2025年5月31日 改定